

吉井川旧九幡港常夜灯復旧検討会

規 約

（名称）

第 1 条 本会は、「吉井川旧九幡港常夜灯復旧検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所（以下「岡山河川事務所」という。）が実施している「九幡地区」の高潮対策・耐震対策工事において、解体・保存を行っている「旧九幡港常夜灯」の復旧にあたり歴史的価値の継承、維持管理の軽減、安全対策の確認を図るため、専門知識を有する者、地域の状況に精通する者の助言を聴く場として設置するものである。

（組織等）

- 第 3 条 検討会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
- 2 検討会には委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定める。
 - 3 委員長は検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。
 - 4 委員長は検討会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
 - 5 委員長に事故がある時は、検討会に属する委員のうちから委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

（検討会の招集）

- 第 4 条 検討会は、委員長の要請を受け、事務局が招集するものとする。
- 2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
 - 3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、岡山河川事務所工務課に置く。

2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第3条5項に基づく委員長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、検討会で定める。

附則 この規約は令和6年12月17日から施行する。

第2回 吉井川旧九幡港常夜灯復旧検討会 委員等名簿

委員

太田 利徳 舟入町内会長

垣原 清次 国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

佐伯 徹 港町町内会長

樋口 輝久 岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域 准教授（委員長）

森 健太郎 西大寺活性化協議会 理事長

オブザーバー

太田 真広 開成連合町内会長

※敬称略 五十音順